

平成24年12月

勝浦市議会定例会会議録（第4号）

平成24年12月7日

○出席議員 18人

1番 磯野典正君	2番 鈴木克己君	3番 戸坂健一君
4番 藤本治君	5番 渡辺玄正君	6番 根本譲君
7番 佐藤啓史君	8番 岩瀬洋男君	9番 松崎栄二君
10番 吉野修文君	11番 岩瀬義信君	12番 寺尾重雄君
13番 土屋元君	14番 黒川民雄君	15番 末吉定夫君
16番 丸昭君	17番 刈込欣一君	18番 板橋甫君

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市長 猿田寿男君	副市長 関重夫君
教育長 藤平益貴君	総務課長 佐瀬義雄君
企画課長 関利幸君	財政課長 藤江信義君
税務課長 黒川義治君	市民課長 渡辺直一君
介護健康課長 大鐘裕之君	生活環境課長兼 清掃センター所長 関富夫君
都市建設課長 藤平善之君	農林水産課長 関善之君
観光商工課長 玉田忠一君	福祉課長 花ヶ崎善一君
水道課長 西川一男君	会計課長 鈴木克己君
教育課長 中村雅明君	社会教育課長 菅根光弘君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 目羅洋美君	議事係長 屋代浩君
------------	-----------

議事日程

議事日程第4号

第1 議案上程・質疑・委員会付託

議案第56号 千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

- 議案第57号 小高御代福祉基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第58号 勝浦市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第59号 保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第60号 勝浦市生活支援訪問介護事業手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第61号 勝浦市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第62号 勝浦市小規模水道条例の制定について
- 議案第63号 勝浦市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第64号 勝浦市水道事業条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第65号 指定管理者の指定について
- 議案第66号 指定管理者の指定について
- 議案第67号 指定管理者の指定について
- 議案第68号 指定管理者の指定について
- 議案第69号 指定管理者の指定について
- 議案第70号 指定管理者の指定について
- 議案第71号 平成24年度勝浦市一般会計補正予算
- 議案第72号 平成24年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算
- 議案第73号 平成24年度勝浦市後期高齢者医療特別会計補正予算
- 議案第74号 平成24年度勝浦市介護保険特別会計補正予算
- 議案第75号 平成24年度勝浦市水道事業会計補正予算

第2 陳情の委員会付託

陳情第5号 生活保護基準引き下げはしないことなどを国に意見書提出を求める陳情

第3 休会の件

開 議

平成24年12月7日（金） 午前10時開議

○議長（丸 昭君） ただいま出席議員は18人で定足数に達しておりますので、議会はここに成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元へ配布したとおりでありますので、それによってご承知を願います。

議案上程・質疑・委員会付託

○議長（丸 昭君） 日程第1、議案を上程いたします。

議案第56号 千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、議案第57号 小高御代福祉基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第58号 勝浦市税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第59号 保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第60号 勝浦市生活支援訪問介護事業手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、以上5件を一括議題といたします。

本案につきましては、既に提案理由の説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。なお、質疑に際しましては議案番号をお示し願います。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。根本議員。

○6番（根本 譲君） 私は、議案第59号の保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について伺いたいと思います。これは条例改正ですので、この中身に関しましては、私は了とするものでありますが、前日、前々日の一般質問でも、また前回の臨時議会でも同僚議員がいろいろ質問しておりましたので、大体承知はしておるんですが、ちょっと方向性を変えまして、子どもたちの安全、特に交通安全についてお伺いしたいと思います。

送迎バスが出るということで、これは納得はしておりますが、ただ、父兄が、金曜日と月曜日は子どもたちのお昼寝の布団を干して、また持ち込んだりするので、車の往来というのはかなり、今まで以上に上野保育園は集中するだろうと思うわけであります。その中で子どもたちの交通安全に関しては、どのように考えているのか、それを1点お聞きしたいと思います。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。花ヶ崎福祉課長。

○福祉課長（花ヶ崎善一君） お答え申し上げます。布団を持っていく日が月曜日、また持って帰る日が金曜日ということで、当然そのときに関しましては、今以上に混雑が予想されるところでございます。そういった中での安全対策といたしましては、例えば上野保育所でございますけれども、来年からは100人以上の園児になりますけれども、そういう中で安全対応といたしまして、旧診療所の用地を駐車場として乗りおりの確保をして、あるいは利用する、あるいは保護者へのより一層の安全への注意喚起を促す、あるいは保育所長とそういった安全対策、その辺を今後十分協議してまいりたいと思います。以上です。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。根本議員。

○6番（根本 譲君） ありがとうございます。言っていることは大体わかるのでありますけれども、ただ、そうやっても、やはり事故は起きる。例としてちょっと挙げさせていただきますが、去年の話でありますけれども、今のいすみ医療センターの裏に3つの保育園が統合して大きな保育園ができました。建物自体は栃木県の作新学園をつくった方が設計したかなり立派な保育所であります。実はそこで去年、非常に大きな事故があった。お母さんが布団を持っていったときに、子どもが後からついてきた。ただ、お母さんとちょっと離れたんですね。保育所のお母さんですから、仕事があつて、朝忙しかったんでしょうね、注意しなかったと。その中でほかの車が子どもを引いてしまったという大変な事故でありました。ドクターヘリが出場して、大事には至らなかったんですが、その中で、夷隅の保育所がとった策というのは、校庭内に車を入れさせない。入れさせるんですが、横断歩道というのをきちんとつくって、ここには必ず

車が入れないようにしてある。そういったことをやっているんです。私も、実は自分の孫が行っているもので何回か見に行ったのですが、やはり入る方はかなり緊張して入っております。また、聞くところによりますと、警察署を呼んでの交通安全対策をまめにやっているということでありますので、今後、起こらないのがベストですけど、でも、やはり交通事故というのは起こるべくして起こります。ましてや小さな子どもでありますので、ちょろちょろしてかなり危険なところであります。どうか万全な対策をお願いしたいということであります。以上であります。答弁は結構です。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） 議案第60号の生活支援訪問介護事業手数料徴収条例の改正についてお伺いたします。

この改正は、時間区分とその手数料の変更でございますけれども、ほぼ倍加する内容になっているんですけれども、国の制度である介護保険が、言ってみれば悪くされたことによって、それに合わせる形の市のこの事業の手数料の改定という、そういうことであるようですが、国の制度が悪くなって、その悪いものに合わせるということで、市民に対して悪い制度を押しつけるということに、結局はなってしまうことになるのではないかと思いますけれども、この改正の意義といたしますか、そういう点では、長いものにまかれるようなやり方になっているのではないかと思いますけれども、改正の趣旨をしっかりとご説明をいただければと思います。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。花ヶ崎福祉課長。

○福祉課長（花ヶ崎善一君） お答え申し上げます。この条例の当初の設置の目的につきましては、平成12年4月の介護保険制度の導入に合わせて、制度のはざまの人たちを想定しまして、従来直営で実施していました勝浦市ホームヘルプサービス事業から移行する形で事業が実施されたものでございます。そのときの手数料につきましては、介護保険訪問介護費の生活援助が中心である場合の単位数をもとにした額で実施してきました。その後、介護保険におきまして、介護報酬単価及び時間区分の改正がありました。本事業と介護保険制度に、そういった意味から差が生じたことから、それが逆転現象になってしまったと。そういう解消、あるいは介護保険制度のサービスをスムーズに受けられるように、そういった移行を促すために、平成25年度から時間区分と手数料の額について改正しようとするものでございます。以上です。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） 国の制度のほうが悪くなっていったのと合わせて、そこのはざまにある人たちを、料金の負担を高くして国の制度のほうに誘導するというか、受けていただくように導くということなんですけれども、どうもやり方が違うんじゃないかと思うんです。本来の趣旨をよく理解していただいて、介護認定を受ければ、もっと介護のサービスが拡大できるし受けやすくなるということの趣旨をご理解いただいてそちらに導くということであろうと思うんですけれども、こういう料金改定というような手法というのは、本来とるべきではないと思います。

それと、この事業の対象者というのはどれくらいいらっしゃるって、どれくらいの事業規模になっているのかということもあると思うんです。市の財政に莫大な影響を与えるようなことではないと思うんですが、そういった点も明らかにしていただきながら、こういう経済的な誘導を図るということではない道を、もっと探る必要があるのではないかと思いますけれども、その点に関するご見解をいただきたいと思います。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。花ヶ崎福祉課長。

○福祉課長（花ヶ崎善一君） お答えいたします。まず、対象規模でございますけれども、平成23年度につきまして申し上げますと、利用しました実人数につきましては14人です。延べ人数いたしましては870人ということで、時間が、合計時間ですが、1,195.5時間ということになります。そして、23年度の決算ベースですが、委託料といたしまして269万1,275円という数字になります。この内容は、ヘルパー2名の人件費と福祉号2台分の維持経費ということになっております。逆に、事業を実施した手数料としては、当時、23年度16万3,380円ということになります。そういう中で、この改正につきまして、委託先の社会福祉協議会と協議する中で、こういった事業を、当然すぐに廃止ということにはできませんものですから、現在のところ、振りかえる事業がないわけで、利用者にとりましては不利益になるということから、今回、時間区分と、その手数料を改正することといたしまして、当然、今後、25年度中には、現在の事業にかわる見直しとか新たな事業を、さらに社会福祉協議会のほうとも検討したいというふうに考えております。以上です。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） 介護認定を受けるべき方には介護認定を受けて介護サービスを利用していただくとか、あるいはそのはざまにある方に対しては、この制度以外にも、それにかわる制度を準備するというお話なんですけれども、そういったことを進めながら、この料金改定を、今直ちに行うということではなしに、そういった手だてを講じて、その手だてを実際に進めながら、従前の料金の状態で、あるいはもっと低い負担、負担の激変ということではないやり方を選びながら、利用者への負担を少しでも抑えていただくような手だてが必要なのではないかというふうに思いますけれども、同じご答弁が返ってくるのかとは思いますが、私としてはそういう点を強く要望したいと考えます。以上です。答弁は結構です。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。寺尾議員。

○12番（寺尾重雄君） 議案第59号 保育所の設置及び管理に関する条例の一部の改正につきましての、定例議会の議案の2番に、第1条の規定にかかわらず、勝浦市立東保育所、興津保育所、そして鶴原保育所を当分の間休止すると。これは、臨時議会から今回の一般質問の中で何回もお伺いして、私も賜っているのですが、この休止の問題も新聞等の中で、当然父兄の方も心配する、そして私も地元の東保育所の件、これは地元からの声の中で、豊浜小学校の47名、そして今後2年間で9名、10名と減っていく、まさに勝浦小に移す、これは震災問題等から考えて、当然あるべき姿だとは、私も思うんですけど、ただ、これは臨時議会のときに聞いておけばよかったんですけど、保育所の統合関係についてはそのような方向に行ったときに、今後小学校の問題をどうするかという件も、一般質問の中でちらっと出ていた面もあるかと思うのですが、そういう中で、今、耐震診断も済んだ、そして耐震補強等の問題も抱えている中で、どのように小学校、そしてその辺をどうしていくか。鴨川においては、小中一貫云々も踏まえて、小と保育所を一元化、小中一貫とありますけど、保育所と小学校を一緒にする件もどうなのかと思う面もあるわけですよ。そういう中で、実際、保育所の問題、幼稚園の問題、一緒に考えても、父兄にしてみれば、今後、ましてや学区の中で、今までも沢倉の梨の木の生徒はみんな勝浦小学校に行っちゃう、近くても豊浜小学校に行かない、そういう流れもあるわけですよ。その辺を行政のほうでどう思っているか。確かに耐震の問題はわかるんですよ。高台へ移すの

は豊浜小学校であっても、別にいいのかなと。今後、小学生が減っていく中で、それを保育所にかえる、建てかえの問題もあろうかと思うんですけど、その辺、どう考えていくのか、ご意見をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。中村教育課長。

○教育課長（中村雅明君） お答えいたします。昨日の一般質問でもございましたが、今後、小中学校の児童・生徒数につきましては減少する傾向でございます。そういうことを受けまして、11月には小中学校等適正配置・適正規模等に係る庁内検討委員会を設置したところでございます。その庁内検討委員会の中で、今後、魅力ある学校づくり等につきまして検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。寺尾議員。

○12番（寺尾重雄君） では、この条例の中で、当然検討委員会を庁内で設ける、ここに休止とあるのは、そういう意味も踏まえての休止なのか、廃止なのか、そういう意味を踏まえて、休止としてあるのか、それがまず1点。

そして、ただ現実には、競争社会の中で、多くの人間がいじめ問題等もありますけど、クラスがえすることによって、生徒の気持ちが変わっていく面もあろうかと、私は思っていることはあるわけです。そういう面から鴨川みたいに、小中一貫の中で多くの生徒が集まり、その中で競争する、これが当然の話だと。みんな一緒って、今までの教育は総合学習ですか、ゆとり教育ですか、そういう中で行われていた面もありますけど、それは今見直されている段階もあろうかと思います。そういう中では、私は、統合は必要だと思うんです、小学校においても。ただ、やっぱり地元の声、私も言われているんです。今度は、寺尾さん、一緒に市長のところへちょっと行って、その辺を話ししましょうよって、私とちょっと考えが違うなと思っているから、こういう話も出ちゃうんですけど。実際、地域の声を、私も言わなければいけない問題もあるんで、その辺をはっきり、選挙もありますので、また何回か会って言われる面もありますから、やっぱりどういう方向かもしっかりと伝えておかなければいけない。そういう中で、豊浜の場合は、梨の木あの近い生徒が、みんな中央の勝小へ行っちゃうわけですよ、今までも。だから、どんどん減ってくるわけですよ。そういう思いを、確かに検討委員会をつくっていくんだと言っても、その辺どうなのか、はっきりやっぱり行政というものの指導権を入れていかなければいけないのかなと思うわけです。そして、今、47名の豊浜小学校の小学生、それが2年後には19名が、保育所、幼稚園が中央に行けば、当然友達関係、また父兄の関係も踏まえても豊浜小学校には来ないですよ。そういう条件のもとに、先ほどの設置が休止なのか、廃止なのか、これはどういう意味なのか、再度確認しておきます。以上です。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。花ヶ崎福祉課長。

○福祉課長（花ヶ崎善一君） お答え申します。今回の休止関係につきましては、保育所の関係でございます。今回、高台移転によります3保育所での保育実施については、暫定措置ということであることから、当分の間、休止と。今後につきましては、中央保育所の改築にあわせて再編統合の方向性が決定次第、また改めて所要の改正が必要になろうかなと、保育所についてはそういうふう考えております。以上です。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。寺尾議員。

○12番（寺尾重雄君） 今の説明でわかりましたけど、実際、今後の保育所を踏まえ、それから幼

稚園を踏まえての小学生、中学生の問題、この辺の方向性ですね。今、少子化でありながらも、少しは子どもたちを産もうよという方向性も出てきている面もある面では伺っているんですけどね。実際、勝浦の教育委員会としても、それをやっぱり市民に、この庁内会議を持った上で、今から十分方向性をしっかりとつけていかないと、その場当たりの問題で、これは高台に移すことは、本当は大いなる問題ですよ、子どもたちの将来から。ただ、それに伴う小学生の問題等を踏まえながら、また中学生の問題を踏まえ、一貫にするのか、あるいはどのようにしていくのかをしっかりと協議し、また父兄の皆さんに方向性をつけていただけないかなと思うことです。答弁はいいです。以上です。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。鈴木議員。

○2番（鈴木克己君） 議案第58号 勝浦市税条例の一部を改正する条例の制定についてなんですが、説明書によりますと、平成23年6月30日に公布された、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して、税制の整備を図るための地方税法の一部を改正する法律を受け、本条例を改正するというような説明になっております。確認したい1つは、昨年の6月に公布されて、この条例施行がいつだったのかということ、あと、この市税条例を本案のように改定することによって、市税の直接的な影響がどのようなものかについてお尋ねします。以上です。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。黒川税務課長。

○税務課長（黒川義治君） お答えいたします。昨年6月に法律改正されましたこの施行日につきましては、今回の条例改正に伴うものは、実質的には本年4月1日からの施行となります。

また、この条例改正に伴って影響の出る税額等につきましては、今のところ、この改正が特定非営利活動法人ということで通称NPO法人に関する寄附金の税額控除でございますので、しかも認定されたNPO法人、また仮認定を受けたNPO法人ということですので、極めて少ない数でありまして、そのNPO法人に対して、どの程度、勝浦市民が寄附を行っているのかというのがつかめませんので、極めて低い額であるということで考えております。細かい税額については不明ということでご了承いただきたいと思います。以上でございます。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸 昭君） これをもって質疑を終結いたします。ただいま議題となっております議案第56号及び議案第58号、以上2件は総務常任委員会へ、議案第57号、議案第59号及び議案第60号、以上3件は教育民生常任委員会へ、それぞれ付託いたします。

○議長（丸 昭君） 次に、議案第61号 勝浦市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第62号 勝浦市小規模水道条例の制定について、議案第63号 勝浦市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について、議案第64号 勝浦市水道事業条例の一部を改正する条例の制定について、以上4件を一括議題といたします。

本案につきましても、既に提案理由の説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。なお、質疑に際しましては議案番号をお示し願います。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） 議案第62号の小規模水道条例の制定についてお尋ねしたいと思います。これは特に異議があるわけではありませので、ご安心いただきたいのですが、この条例は、これまで県が所管していたものが市に移管されるようなのですが、そういったいきさつについてご説明いただきたいのと、これの対象となる事業、勝浦市内にどれだけの規模で存在しているのかという条例の対象となる事業規模についてご説明をいただきたい、教えていただきたいということでございます。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。大鐘介護健康課長。

○介護健康課長（大鐘裕之君） お答えいたします。今回の条例制定につきましては、第2次一括法の成立によりまして水道法が改正されたこと、それによりまして、平成25年4月1日から専用水道、簡易専用水道に係る権限が全ての市に移譲されました。また、今まで県が条例レベルで管理いたしておりました小規模水道、これについても市が管理することになります。

ご質問になりました対象の施設ということでございますが、施設につきましては、まず専用水道といたしましては、これは井戸水と浄水を混合して給水する、そういう施設であります。これにつきましては、国際武道大学であるとか、リゾートマンションが6カ所、簡易専用水道につきましては、10立方メートル以上20立方メートル以下の受水槽を持つ施設でございます。これは上野小学校であるとか総野小学校など、22カ所でございます。また、20立方メートル以上の受水槽を持つ施設といたしまして、興津中学校であるとか勝浦駅などで、これが27カ所、この簡易専用水道で49カ所でございます。

次に、小規模専用水道といたしましては1カ所、小規模簡易専用水道ということで、これは10立方メートル以下の受水槽を持つ施設で、全て浄水を供給されている施設、これにつきましては、北中学校であるとか、興津小学校など8カ所でございます。合計で64カ所の施設が対象となります。以上です。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。寺尾議員。

○12番（寺尾重雄君） 私からちょっと確認しておきたい件、議案第64号、小規模水道事業条例に関してもろもろ書いてある中で、実際技術者の問題というのは、私も理解するんですけど、たまたま今回の一括地方分権ですか、その中での条例改正でこういうものが義務づけられた。当然水道課においては、長い間そこに勤務されている方も多く、私の知っている範囲でも、職員もずっといるわけです。かわることもなくいるかと思うのです。ほかの件に関しても、行政の中では当然配置がえの問題等ありますけど、実際、こういう条例的なものの、一括法で定められている問題の中で地方権限の中で下げられてきて、その辺をどのように執行部のほうは考えていくのか、当然配置がえ等の問題も往々にして来る中で、要求されているものは技術者、経験第一というものも皆さん認識の中でわかるんですけど、今後、人員を配置していく上で、どのようにどうして対応していくのか、その辺、もしわかれれば、お答え願いたいと思います。以上です。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。西川水道課長。

○水道課長（西川一男君） お答えいたします。議案第64号に対しての人員の配置関係でございますが、今回の条例の一部改正につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が平成23年8月に成立し、8月30日に公布されたことに伴うものでございます。これにつきましては、現在、水道課におきましては、水道条例

の一部改正の中の第10条の3、布設工事監督者の資格を持っている方は、現在、施設係で7名おります。また、第10条の4の水道技術管理者の資格、これにつきましては、1名以上資格を有することとなっておりますので、現在、1名おります。また、人員の配置等につきましては、現在満たしておりますので、今後につきましては、人事関係になりますと、水道関係とは外れますので、その点についてはお答えできません。以上でございます。

○議長（丸 昭君） 次に、佐瀬総務課長。

○総務課長（佐瀬義雄君） 一括法の権限移譲に係ります人事配置ですけれども、今回、数多くの法令が絡んでおりまして、中には、市の趣旨の今回提案してございます条例改正が必要となります。さらに3月にも、他の関係する条例がございますので、それらを見通した上で、庁内全体の人事につきましては、適正な配置を行いたいと思います。以上です。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。寺尾議員。

○12番（寺尾重雄君） 今、総務課長のほうから、人事面は、一括法の中で非常に条件的なものをつけられる中、勝浦市もそれだけの人材がどうなんだという問題も確かに頭が痛いところだと、私は推察するんですけど、今後、いろいろな面で適材適所の問題を踏まえながら、この一括法をどうクリアしていくかも非常に大変だと思いますので、ひとつその辺を十分考慮の上、副市長、市長初めお考え願ひながらお願いしたいと思います。以上です。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸 昭君） これをもって質疑を終結いたします。ただいま議題となっております議案第61号及び議案第62号、以上2件は教育民生常任委員会へ、議案第63号及び議案第64号、以上2件は建設経済常任委員会へ、それぞれ付託いたします。

○議長（丸 昭君） 次に、議案第65号 指定管理者の指定について、議案第66号 指定管理者の指定について、議案第67号 指定管理者の指定について、議案第68号 指定管理者の指定について、議案第69号 指定管理者の指定について、議案第70号 指定管理者の指定について、以上6件を一括議題といたします。

本案につきましても、既に提案理由の説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。岩瀬洋男議員。

○8番（岩瀬洋男君） それでは、指定管理者の指定についての質問ですけれども、議案第65号、66号は一括の公募だと思いますので、まず最初に一緒に質問させていただきたいと思います。

質問の内容は、私としては変更の内容が知りたいということになりますが、それだけの質問ですと、非常に抽象的だと思いますので、今回、議案第65号、66号に関しまして公募されまして、それに対して何団体というか、何組織というんですか、幾つの応募があったのかということ、まず1点目、お伺いしたい。複数であれば、それはどういう企業が応募されたのかということで、複数の企業名を教えてくださいというふうに思います。

それと、選定基準です。選定基準に関しましては、確かにホームページを見れば9項目の細

部にわたって載っているんですが、それはそれとしまして、どういう採点基準で採点というか評価を行われ、どういうふうな結果になったのかということをお教えいただきたいと思います。できれば点数で示していただければ一番わかりやすいと思います。かつ、その点数で決着がつけば、それが一番いいかなと思うんですけども、実は5年前も料金が安いとか高いとかいろいろありましたので、その点数以外に、決める上での決定的な要因というんですか、選定のための重要な要因があれば、その辺も含めてご説明いただければと思います。

それから、議案第67号に関しましては、これは保健福祉センターの件です。これは幾つの企業、幾つの団体が応募されたのか、その数だけ教えていただければと思います。

それから、議案第68号は、かつうら聖苑なんですけれども、これも複数企業の応募があれば、その複数に関する団体名、組織名、それと選定基準に関しましての説明とその結果、点数で表示いただければありがたいと思いますし、また、点数以外にそれを決める要因があれば、それも教えていただければと思います。

それから、議案第69号と70号ですね、これは応募された団体の数、複数であれば、複数の名前とか、その辺の細かいところをお教えいただければと思います。

以上で1回目の質問、終わります。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。関副市長。

○副市長（関 重夫君） それでは、指定管理者の指定につきまして、私のほうから総野園あるいはかつうら聖苑等も全体に及んでおりますので、ご答弁申し上げます。

まず、この制度につきましては、議員、ご承知のとおり、平成15年6月に地方自治法が一部改正されまして、今まで公共的な団体にしか委託できなかったものが、広く民間活力を導入するというので法改正されまして、これを受けまして、平成17年10月から勝浦市では、今回提案しております6つの事業所につきまして、指定管理者制度を導入いたしました。今回、来年3月末をもって、現在の指定管理者の指定が切れますので、今回の議会にて指定をすることによって議案で、提案させていただいております。

一つずつ申し上げますと、まず、総野園に関してですが、議案第65号、66号とも特別養護老人ホーム総野園の管理と、デイサービスセンター総野園ですので一括して申し上げますけれども、これにつきましては、まず市のほうといたしましては、募集につきまして7月20日付で広報かつうらあるいはホームページにアップいたしました。募集期間は8月1日から8月31日までの間、募集いたしました。指定の期間ですけれども、平成25年4月1日から平成30年3月31日までの5年間として募集をかけました。

その結果、総野園につきましては、現在、管理運営を委託しております社会福祉法人恩賜財団済生会支部千葉県済生会、それともう一つ、勝浦市内の法人であります社会福祉法人さくら会、この2つの法人から申請書が提出されました。団体は今申しあげました2つの法人でありまして、選定基準でございますけれども、選定基準につきましては、それぞれ管理条例、例えば総野園の場合は、勝浦市特別養護老人ホームの設置及び管理に関する条例、これによりまして、この第10条で募集をする方法をうたっておりまして、第12条で選定基準が設けられております。この選定基準につきましては、まず第12条の第1号で、事業計画書を応募するときに各法人から出していただきます。これはかつうら聖苑ほかの事業所も全て同じです。まずエントリーする業者のほうから事業計画書を出していただきまして、総野園ですと、事業計画書によ

る特別養護老人ホームの管理が、利用者の平等な利用を確保し、サービスの向上が図られるものであること、それがまず1つの条件になります。2つ目といたしまして、事業計画書の内容が、特別養護老人ホームの効果を最大限に発揮させ、かつ効率的な管理が図られるものであることと。もう一つは、事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有するものかどうかということも審査基準になります。もう一つは、関係法令等を遵守するものであること。この4つの条件をもとに、提案書を提出していただきまして、去る10月11日に勝浦市指定管理候補者選定委員会を開催いたしました。委員6人のメンバーでございます。これは庁内の各課長等で、私、教育長、総務課長、企画課長、財政課長、それと各施設を管理する担当課長、6名で審査をいたしました。審査につきましては、複数出てきたところにつきましては、まとめでございますけれども、総野園は2団体、火葬場のかつうら聖苑は3団体、あとは、1団体ずつでした。1団体のところは、書類による審査といたしまして決定をさせていただきました。あと2つの特別養護老人ホーム総野園、それとかつうら聖苑につきましては、審査会を開きまして、このときに申請のあった団体に来ていただきまして、プレゼンテーションを30分ずつ行いまして、運営方針等申請書の内容等を説明いただきまして、こちらも所要事項を質問をさせていただきました。それによって、6人の委員が、各項目について点数をつけました。5点、また10点の場合もありますけれども、100点満点を基準としてつけました。その中で、高い得点の審査員の人数の多いほうとして採点をいたしまして、まず特別養護老人ホーム総野園につきましては、現在委託している済生会に引き続き委託したいという点数が入ったのが2人でありまして、さくら会のほうが4人ということで決定をされました。

あと、料金の関係、5年間の運営費が幾らかで、こういう施設の場合の審査は非常に難しいです。ですから、一概に委託費用が幾らだからといって、それによって決めるのであれば、これはプレゼンテーションでなくても、入札でやれば一番いいことでして、実際に老人福祉法に基づきます施設の管理を介護保険法に基づく各種介護サービスが適正に行われるかどうか、今と比べて、果たして今後、例えば今回新たにエントリーしましたさくら会は、済生会と比較して、サービスの提供はどうなのか、そういった面を重視にプレゼンテーションを行いました。その結果、サービスそのものは、今現在、済生会は運営しているわけですので、当然ノウハウを持っています。さくら会は、今現在、特別養護老人ホームについては運営しておりませんが、社会福祉法人として軽費老人ホーム勝浦部原荘を運営しております。当然、同系列としまして、医療福祉法人ですけれども、芳賀にあります介護老人保健施設やすらぎの郷、そこも同系列で運営していきまして、ノウハウは持っておるということでございまして、これまでと同様、それ以上にサービスは提供するというふうにプレゼンテーションでも申し上げております。

そういったことで、勝浦市特別養護老人ホーム総野園と老人デイサービスセンターにつきましては、審査の結果、総合的にさくら会を指定管理候補者として、今回、議案として上程をさせていただいたところでございます。

それと、5点目の保健福祉センターにつきましては、先ほど申し上げましたように、保健福祉センターと中倉農村交流館及び中倉ふれあい農園、観光案内所につきましては、それぞれ1団体ずつでございまして、書類審査の結果でございますけれども、まず中倉農村交流館及び中倉ふれあい農園につきましては、地元中倉区がこれまでと同様にお願いすることにして、今回、

議案として出させていただきました。

それと、勝浦駅前観光案内所等の観光案内関係につきましては勝浦市観光協会1団体だけでしたので、書類上問題がないということで、今回、そこを議案として提案させていただきました。

それともう一つ、保健福祉センターについては、社会福祉法人勝浦市社会福祉協議会が1団体でございましたので、今回、議案として提案させていただいた次第でございます。

それと、かつうら聖苑の関係ですけれども、かつうら聖苑につきましては、先ほど同様に募集いたしましたところ、3者、3つの事業所から応募がありました。1つは、現在委託をしておりますタカラビルメン株式会社、これは茨城県の龍ヶ崎市を本社といたします。もう一つは富山県富山市の宮本工業所、それと五輪グループで運営する会社ですけれども、その会社、もう一つは三重県の日市市にありますイージス・グループ有限責任事業組合、この3つが応募をいたしました。プレゼンテーションの結果的には、宮本工業所・五輪グループ、そこが最高得点を取りまして、今回、議案として提案をさせていただいた状況でございます。

先ほど議員がおっしゃいましたように、火葬場につきましては、前回、一番最初の平成17年10月にスタートした指定管理者のときに、宮本工業所・五輪グループが指定管理者として指定をしまして、2年後に指定管理者見直しのときに、現在のタカラビルメンに指定管理者が変わりました。それはそのときの審査の結果でございまして、今回の審査の結果につきましては、施設の維持管理、施設の管理運営について宮本工業所・五輪グループのほうがすぐれていると、そういうふうに皆さん判断をされまして、結果的には、6人の審査員のうちに宮本工業所・五輪グループを5人の方が選定いたしました。タカラビルメンにつきましては1人ということでございまして、5対1ということで、今回、議案として宮本工業所・五輪グループを提案させていただいた次第でございます。ちょっと長くなりましたけれども、以上でございます。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。岩瀬洋男議員。

○8番（岩瀬洋男君） 細かく説明いただきまして、ありがとうございます。決め方は、大体理解はできたんですけれども、こういう決め方というのは、どうしても変更するそれなりの必然性が必要であって、また客観的でなければいけないということがあって、それで得点をやっているんだと思うんですけど、例えば5年前、私、議員になったばかりのときに、やっぱりこういうやりとりがあって、そのときに総合点、何百点対何百点、何点こっちが高かったみたいな説明を受けたことが、実はありまして、そういう決め方をするのか。それが全体の評価かなというふうに思ったんですけど、今回は、聞いていると、最高点を出された方が多い。それで4対2、もう一方は5対1ということになったというご説明だと思うんですけど、前回も、5年前もそういうふうな決め方をされていたんでしょうか。要するに決め方の継続性の問題を、今、聞いているわけですけれども、そのときそのときによって決め方が変わってしまってもいけないなというふうに思いますので、その辺の決定までの過程が、前回は総合点の多いほうが勝ったけど、今回は最高得点数の人数の多いほうが勝ちだよということがあっても困るかなというふうにも思いますので、その辺、決め方で申しわけないんですけれども、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

それと、今回、これは今のと関係がないかもしれませんが、総野園に関しまして、申請の資格に関して、平成24年4月1日現在において、勝浦市内に法人本部を有するか、もしくは勝浦

市内に同種の介護保険事業所を運営していることが条件となっているわけなんですけれども、これは今回の公募からくつついたものなのか、前からそういう条件があったのか、これそのものをどうのこうのと言っているわけじゃないんですけれども、勝浦でもいろんな業者がいっしょやるでしょうから、これから5年後もこういう形で公募していくとすれば、その辺の継続性、引き続きこういう形でやっていくのかどうかということも含めてなんですけれども、ちょっと確認をさせていただきたいということでお願いします。2回目の質問は以上です。

○議長（丸 昭君） 午前11時10分まで休憩いたします。

午前10時55分 休憩

午前11時10分 開議

○議長（丸 昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。関副市長。

○副市長（関 重夫君） お答えいたします。5年前のかつうら聖苑の指定管理者の選定方法ですけれども、点数のつけ方は、今回と同じように得点の高い審査員の多かった人数によって、今回と同じように決めております。これはその審査員によって見方が若干違うかもしれません。例えば6人のうち2人の職員が全てこちらの事業所に満点をつけた場合に、あと4人がぎりぎりの点数の場合、2人の意見でこちらの事業所、法人をあるいは事業者を選定するということがあり得ますので、審査員の中で支持の多かったほうの事業所を選定するというところで、そういう方法をとっております。今回、前回も同じでございます。

それと、今回総野園については、募集方法で市内の法人ということですが、今後につきましては、当然市内の法人だけではなく、ほかにも法人はありますので、募集方法については、今後検討していきたいと考えております。以上です。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。岩瀬洋男議員。

○8番（岩瀬洋男君） 選定の基準に関しましては、ある程度整理していただきましたので、理解はできるんですが、ただ、考えてみれば、この総野園にしてもデイサービスにしても、多くの従業員の方が済生会の中で勤めておられるわけですが、議論は今始まったことじゃないよということになるんですが、それにしても、5年ごとに指定管理者の公募をされて、場合によっては会社が変わっていくということも当然考えられる中で、指定管理者の制度そのものを、今ここで言うことじゃないかもしれませんが、考えていかなければいけない部分も出てくるのかなと、そういう従業員の皆さんの不安も当然出てくると思うんです。したがって、その辺に関しまして、今現在の市の見解は、基本的には、従業員のほうにタッチできないんだろうと思いますが、考え方を伺って、今日の質問を終わりにしたいと思います。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。関副市長。

○副市長（関 重夫君） お答えいたします。議員、ご指摘のとおり、今回、5年で法人が変わるわけですが、またかつうら聖苑につきましては事業者がかわります。その職員につきましては、今現在、総野園につきましては済生会の職員です。来年の4月1日から社会福祉法人のさくら会に切りかわりますので、その法人の職員が今度任務に当たるということで、当然今の済生会の職員として働いていただいている方については、一旦、3月31日で済生会の職員を退職するか、あるいはほかの施設で働くか、それは済生会のほうの方針もあると思います。ただ、今回

の総野園で申し上げますと、今回エントリーしましたさくら会のほうは、プレゼンテーションの中で、現在の従業員全員雇用したいということで提案があります。これは、市のほうで、今回の選定基準の中で、職員の処遇等について選定基準には含まれておりませんので、これはかつうら聖苑も同じですけれども、それを条件にどっちの法人にするというような基準にはありませんので、今回の選定基準の中では、それは加味しませんでした。ただ、そうは言いまして、市内の多くの方が従業員として働いていますので、法人のほうから、さくら会のほうからはそういう申し出があったということは、この場で公表したいと思っております。以上です。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。磯野議員。

○1番（磯野典正君） 私からも議案第65号、66号ですが、今、お話を聞いておりまして、点数でその差は出たというような話はわかるのですけれども、先ほど副市長がお話ししていたサービス内容、今現在の済生会の方のプレゼンをしました。また、さくら会の方がプレゼンをしましたという中で、その得点の差というのは、今まで以上のサービスを提供するからというような部分だと思うんです、そういうところを私は感じるんですけれども、今以上のサービスを与えられるという、この部分はこう違うんですよ、さくら会からこういう提案があって、そこで得点が上がっているんですみたいなものがあったら教えてもらいたい。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。関副市長。

○副市長（関 重夫君） お答えいたします。サービスそのものを一つずつ、例えば入浴のときにどのように体を清拭するか、洗うか、あるいはおむつ交換をどうするか、そこまでの審査は求めておりません。あくまでも社会福祉法人として老人福祉法に基づく特別養護老人ホーム、また介護保険法に基づく介護サービスを、法律に基づいたサービスを提供していただけるかどうかということが、まず一つの大きな条件になりますので。それに対しまして両法人とも、もちろんこれまでどおりサービスすると。また、新たなさくら会につきましても、済生会と同様に、それ以上にサービスを提供しますというような提案が来ております。以上です。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。磯野議員。

○1番（磯野典正君） プレゼンの中で間違いなくそういう部分が出てくると思うんです。それ以上のサービスをしますというような話になるのは間違いのないと思うんですけれども、ただ、この施設に関しては利用者もいらっしゃるわけですよね。そんな中で5年に1回、こういう形で、先ほど岩瀬洋男議員からもありましたけれども、5年に1回指定管理者が変わっていくものの中で、従業員の方ももちろんですけれども、利用する方々に対しても非常に不安感はあると思うんです、家族に対してもそうだと思います。そういったものを踏まえた中で、審査基準とかそういったものが、我々にも情報は欲しいという部分もあります。審査した内容とか、それも細かく教えてもらえるような状況であれば教えていただきたいと思いますし、あとは選定の委員会の組織というものは、何か決まった状態で、今のこの6名の委員会があるという形なんでしょうか。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。関副市長。

○副市長（関 重夫君） 確かに施設によってですけれども、このような特別養護老人ホームというか、こういう社会福祉施設につきましても、議員ご指摘のとおり、5年ごとに、これは必ず変わるというものではありませんけれども、まず今回も入所者、施設利用者の不安解消は当然のことでありまして、これまた同等あるいはそれ以上のサービスを提供されなければいけないと、

市のほうは考えております。これが議決の暁には、当然利用者のほうにはお願いするという
こととございますけれども。

選定委員会につきましては、勝浦市のほうで勝浦市指定管理候補者選定委員会設置要項、こ
れは平成17年に制定したものですけれども、これに基づきまして、設置の目的、所掌事務ある
いは委員、委員長、会議の内容等について細かく定めてあります。この中で、委員といたしま
しては、先ほど申し上げましたように、設置要項の第3条で、委員は副市長、教育長、総務課
長、企画課長、財政課長及び指定管理者の候補者の選定にかかわる公の施設ごとに当該施設を
管理する課の長、いわゆる担当課長が入って、6名で委員会を組織しております。したがいま
して、設置要項に基づいた審査会ということでご理解をいただきたいと思います。以上です。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） 同じく議案第65号、66号の総野園の指定管理者についてお尋ねします。指定
管理者の指定につきましては、自治体の長であります市長と議会双方がこれをチェックする
ということになっておりますので、公の施設の管理運営を委ねるゆえのことだろうと思いますが、
議会の議決を必要とするということで、私もその一員として非常に重い責任を感じながら、こ
の議案を受けとめた次第なんです。7年前にスタートをしまして、1回目に選定され、5年
前に2回目の選定が行われて、今回3回目に当たるわけですが、その時期に当たりまして総野
園という特別養護老人ホームについて管理者を変更するということが、今、図られようとして
いるということで、非常に重く受けとめております。その重さは、利用者がたくさんおいでに
なれる、デイサービスにせよ、入所している特別養護老人ホームの施設にせよ。それと、51
人の労働者も、今現に働いておられるという施設でありまして、これらの利用者へのサービス
が大きく変わる可能性もありますし、51人の労働者の賃金、労働条件が著しく変わる可能性も
はらんでいると思います。

そういう点では、非常に重大な管理者の変更になるわけですので、その変更に当たりまして
は、何ゆえに変更するかという根拠、理由が非常に大切だろうと思うんです。そういう点では、
重大な変更ですので、余り軽々しい理由には当然ならないと思うんですけれども、前段者の質
疑の中では、私自身はなるほどと思える変更の理由判断が感じとれておりません。というのは、
2人済生会を選ばれたけれども、さくら会は4人だったということです。何ゆえさくら会
なのかという点は、もっと突っ込んだ議会への説明があつてしかるべきではないかなと思うん
です。その点はひとつ、より突っ込んで、何ゆえ今回変更をするのか、重大な変更にもかかわ
らず、あえてするのは何ゆえなのかということを、ぜひご説明いただきたい。

あと、これは教育民生常任委員会に諮られますけれども、教育民生常任委員会に対しまし
ても、この判断を委ねられるとなれば、判断ができるある程度の材料、どの程度情報の開示が委
員会に対してなされるのか、そういったこともお尋ねしておきたいと思います。

あと、総野園は、そもそも設立以来、指定管理者制度が始まる前までは委託ということで、
この委託先が済生会であったということからしますと、済生会が担ってきた歴史というのは、
総野園については非常に長かろうと思うんです。そういう意味でも今回の変更というのは非常
に重いし、また、今回まだ3回目ですから、全国的にもこういう管理者を変更するという事例
は、そう多くはなかろうと思うんですよね。そういった意味でも、勝浦市がそういった先例を、
今、行おうとしているわけですから、やっぱり慎重な判断のもとでやるべきではないか、行う

べきことだろうと思います。そういう点でも議会のこの案件に対する判断というのは、非常に責任が重いなということを感じながら、今、質問しているところです。

済生会、さくら会双方の評点を、今、伺った範囲で考えますと、大差はないというか僅差であろうという感じを受けたんです。だから、済生会のほうでは、今までの管理運営の中、重大な落ち度があって、利用者に重大な損害を与えたということがあれば、なるほど今回変えるのは当然だということはある得ますけれども、そういうこともなかったようですので、もし僅差であって、今度さくら会に期待できるものが、済生会に指導、要請という形で、もっとこういうふうにしてくれないかという要請、指導をすれば解決するということもあるんじゃないかと思うんですよ、僅差のそういう管理者間の中ではですね。そういった点で足りることのわずかな違いで管理者を変えるというのは、これほど重大な重い判断を、そういった要請や指導で足りるのであれば、やるべきではないんじゃないかというふうに私は感じるんですが、そういった点もあわせてお伺いしておきたいと思います。

利用者へのサービスの問題ですけれども、サービス向上を図りたいという趣旨をおっしゃられていますけれども、利用者にとっては、今まで受けてきたサービスが変わるということは、いろんな不安とか変化を感じられると思うので非常に重大なことです。そういった点についてのフォローといいますか、どういうふうにされるおつもりなのかということと、51人の労働者の処遇なんですけれども、当然ながら14日の議決を経ませんので、さくら会のほうは、今働いておられる方々に、済生会を解雇退職というか、辞職されても引き受けますよというその条件の提示というのはされていないわけですね。ただ、福祉課のほうで説明においでになって、2回に分けてご説明をされたようなんですけれども、どの程度のことを、従業員の方々に、今フォローされているのか。従業員の方々というのは、賃金と労働条件もさることながら、今まで済生会のもとで精いっぱいサービスを提供してこられて、それなりの自負を持って仕事に当たってこられたわけですね。今回、済生会からさくら会に管理者が変更されるということは、自分たちが今まで提供してきたサービスが、それがよくなかったのだろうかとか、そういう自分たちの仕事ぶりが否定されたのではないかという、そういう懸念もお持ちになられているようでございますので、そういった点も含めて、働く労働者へのフォローというのは非常に重大だろうと思うのです。そういう点では、やれる範囲というのは限りがあるかもしれませんが、今回、行おうとしていることの持つ意味の重大さからして、最良のことをすべきだろうと思いますので、以上、いろいろ申し上げましたけれども、それに対してご見解、ご答弁をいただければと思います。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） 今回は、指定管理者制度の変更といいますか、ちょうど5年たって、その審査をするということでありまして、今の藤本議員のお話を聞きますと、あたかも今までやってきたことが特別のことがない限りは変更まかりならんというようなお話を聞きます。しかしながら、今回は今回として、済生会、さくら会、これがちゃんと手を上げて両方審査して、やはりさくら会のほうが上だろうと、サービス水準も済生会よりもさくら会のほうが上だという審査員の判断でこれを決めたわけございまして、今まで事故もなく、欠点もないんだからそれを変えてはならんということだったら、そもそも指定管理者制度が成り立ちません。5年後の審査をやっていく、さっきのかつうら聖苑、これだってまた変わるわけです。こういうことも

審査員が冷静に判断した結果、何対何ということで、さくら会のほうが上であるという判断をしたわけございまして、今まで済生会もそれなりのサービスをやってきたと、私は思っておりますけれども、今回はさくら会が、さらにそれ以上の、さくら会のほうが意欲があると、この総野園を管理運営をしていく意欲があるというふうに審査員が認めたわけございまして。ということなので、確かに従業員なんかは不安があらうかと思っておりますけれども、これについては、さくら会のほうにもそういう不安を解消できるように、私どももお願いをするということになるかと思っております。

今までずっと順調にやってきて、5年後に審査があつて、そのときに別の、今までAさんがやっていて、今度Bさんがなると。そのときにBのほうがいいなと思って、それで決まるという、それはAが欠点がないからそれを変えるなというのは、もうその施設を民間に下ろすしかないんです。こういう指定管理者制度というのは、そういうものなんです。だから、5年ごとの審査で優劣を決める、そのときには、さくら会が上であつたという結果でございまして。そのところをご理解いただきたいと思います。

○議長（丸 昭君） 次に、関副市長。

○副市長（関 重夫君） 私のほうから。先ほど議員のほうで、今回、議決の暁ですけれども、法人が変わることによってサービスが大きく変わってくるというようなご質問がございましたけれども、これはさくら会のほうも、サービスは変えない、またそれ以上になるように頑張るという提案をされております。ですから、法人が変わったからといってサービスが落ちるようであれば、当初のプレゼンテーションで、今やっている済生会までのサービスはとてできませんというような提案があれば、これは審査員も恐らく考えたと思っております。ですから、サービスは今と同等かあるいはそれ以上になるというふうに私どもも考えております。

それと、常任委員会で資料の提供ということですが、これにつきましては、法人の経営上のノウハウ、これについては開示できるかどうかは検討しますが、できるだけ資料は開示したいと考えております。

それと、今回の特別養護老人ホームあるいはデイサービスが、5年目で委託先が変わるかどうかは全国的に初めてではないかというようなお話ですが、全国的な状況を調べてはおりません。ただ、先ほど市長が申しましたように、指定管理者制度そのもの、法律に基づいた制度ですので、これに基づいて市は5年ごとに審査をするということですので、ご理解をいただきたいと思います。

それと、済生会が重大な失敗とかなかったのに変える必要があるかということは、先ほど市長が言いましたが、内容的には、サービスそのものについては先ほども言いましたように、総野園での今の済生会も大きな失敗ももちろんございませんし、たしか済生会は昭和49年5月から委託をしておりました。指定管理者制度が始まって、今回、平成17年から指定管理者制度に変えました。前回、前々回とも済生会しか募集がなくてお願いしてきたわけですが、今回、2つの法人からエントリーがあつたということです。

それと、現在の職員にどの程度説明したかということですが、これはまだ議決をされておきませんので、具体的に市のほうでこうなりますということは言えません。ただ、済生会といたしましても、現在の職員には、こういうわけで今回市のほうに議案が上程されているけれども、今年度いっぱいをもって総野園の経営を退く予定だというふうにお話をしたそうです。

当然、従業員の方は混乱すると思いましたので、市のほうといたしましても、市の立場として次の議決の暁には次の法人のほうで希望する職員全員を雇いますというふうに申し出がありましたので、それは議決後に、いろいろ施設等の運営の引き継ぎもございますので、そういった中で新しい法人のほうから、現在の従業員に対してそういう説明をなされるというふうに、話があるということはお伝えをしております。

それと、先ほどの中で、何で済生会じゃなくてさくら会になったのかというような具体的に示していただきたいということですが、サ―ビスそのものは、先ほど言いましたように、済生会もこれまで別に失敗があったわけでもなく、本当に誠意を持ってサ―ビスを提供されておりました。またさくら会もそのようにするというのでございます。ただ、そういった中で、実際には僅差でございました。ただ、さくら会にしますと、ご存じのように、グループに企業としまして塩田病院、311床ベッドを抱えております。また介護老人保健施設やすらぎの郷、定員が100名、また部原にあります軽費老人ホーム勝浦部原荘、3つの施設も抱えております。そうしますと、これらの施設と連携した保健・医療・福祉、これまで以上にそういう連携を図れるのかなど。また、緊急時、万が一災害等があった場合、こういう施設を利用して援助もできるというようなことも大きな一つの、これを評価した委員が多かったのではないかなというふうに考えております。以上でございます。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） 市長が最初に申された変更まかりならんという、そういう考えは毛頭ございませんので、誤解なきようお願いしたいと思います。ただ、何ゆえに変更されるのかというその理由、今、ご説明あったんですが、やはりなるほどと思える説明にはなっていないように思うんです。サ―ビスが今までを下回ることがないようにということであれば、そんなに大きな変更が起こらないということであれば、済生会にやらせて、足りないところはこうしてほしいという要請をすれば足りるのではないかなというふうに思えるわけなんです。そういう点での、変更というのは、私が再三言うように、利用者とそこに働く労働者に重大な影響があるものであるから、慎重な上に慎重を期して、変更するときは変更するということだろうと思うんです。そういう点で、何ゆえ変更するのか、それがさくら会にしか期待できないものであるとすれば、それはやむを得ないことなんですけれども、済生会に注文をつければ解決できることであれば、そういう方法があるのではないかなと思うんですけれども、いま一度、その点を、何ゆえ変更するのかということにかかわることですので、ご説明いただきたいと思います。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。関副市長。

○副市長（関 重夫君） 先ほどから申し上げましたように、これは審査の結果でございます。議員、おっしゃるように、現在の済生会にさらに書類を提出させて、こういうところはこうしてもらいたいというような要請をすべきだというようなご指摘ですが、これは、実際に応募をしまして、事業計画書を提出していただいた。それを市のほうで見て、済生会のほうが劣っているから、済生会さん、この事業計画書を直しなさいということが果たして言えるかどうか、これは官製談合になりますので、そういうことはあってはならんというふうに私どもは考えております。ですから、出された事業計画書を十分熟知をしまして、それによってプレゼンテーションを開いて聞いた結果がこのような採点になりましたので、あくまでも出してもらったものを済生会がとれるように変更してもらおうということは、これはあってはならないことなのです。

で、また市のほうも今後そういうことは一切行わない予定でございますので、ご理解をいただきたいと思います。以上です。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） 先ほど教育民生常任委員会にも資料を可能な限り開示していただくということでございますので、議会としてもきちっとした判断ができるように、情報の開示を、ぜひよろしくお願いいたします。これは要望だけです。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。佐藤議員。

○7番（佐藤啓史君） 私も議案第65、66号に関しまして、議会に席を置く1人として、この審査結果についてどうのこうのということではなくて、聞いておかなければいけない部分があるということで、再度何点かお聞きしますが、確認で、まず1点目としまして、6名の審査員が審査を行った。最高点を出した人数が4対2だということです。しかしながら全体の総合点では済生会のほうがよかったということでもよろしいのかどうか。

それと、この指定管理者制度自体のいい悪い云々を言うつもりはないんですけども、先ほど前々段者の磯野議員のほうからも、職員あるいは入所している利用者、さらにはその家族、そういった人たちの不安ですとか心配という部分がある、ほかの指定管理者の施設と違いまして、多くの人がそこで働く施設であって、そこで多くの人が利用する施設であって、そこにはさらにまた家族がいるという、そういう施設が指定管理者の施設としてふさわしいものかどうかという部分について、例えば駅前の観光案内所と同じ指定管理者の施設として取り扱っているものかどうかという部分について、率直に、2回目の指定管理者の見直しになると思うんですけども、そもそもこういった老人介護の施設が指定管理者としていいものかどうかという部分について、率直にどう考えているのかという部分についてお聞きします。

それと、そこで働く従業員、職員のことについては審査基準にはなかったということで副市長からご答弁がありましたけれども、副市長のご答弁の中で、さくら会のほうでは、今そこで働いている職員をそのまま引き継いでいくというようなさくら会からのそういった意思といいますか、そういうものが伝えられているようなご答弁をおっしゃられましたけれども、さくら会が、今いる職員を受け入れることを前提として申し込んでいるのであれば、仮に今いる済生会として働いている職員がさくら会で働くのはごめんだと、そうなった場合に、さくら会が今度新しく指定管理者となって、平成25年4月1日から総野園を経営していく上で、職員の確保が本当にできるのかどうかという部分まで考えた上で審査をしなきゃいけないんじゃないかと。仮にの話ですけども、仕事がなくなっちゃうのでさくら会で働きますという形になればいいですけども、長年済生会で働いてきて、ここに来ていきなりさくら会で働くのは、ちょっと勘弁です、ほかの施設で働きますとなったときに、さくら会が4月1日から、今までの済生会以上のサービスが本当に提供できるのかどうかという部分についても、審査基準の中にはそういった職員のことはなかったということですけども、そこは非常に懸念されるところだと思いますので、それについてご答弁をいただきたいと思います。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。関副市長。

○副市長（関 重夫君） お答えいたします。まず1点目の点数の関係ですが、点数的には僅差で、1点差で済生会のほうが総合点数では高かった。ただ、さくら会を選んだ委員が4名いたということです。

2点目の、こういう施設が指定管理者対象施設なのかどうかというようなご質問ですが、これにつきましては、勝浦市も当時、指定管理者制度ができたときに指定管理者制度そのまの趣旨にのっとって、今回条例で勝浦市特別養護老人ホーム総野園については、指定管理者制度を用いるということで、条例を改正して、これまで指定管理者制度を導入しているわけですが、議員ご指摘のとおり、5年ごとに職員が変わる可能性もありますので、この辺は、ほかの自治体でどのようなものを採用しているか、今後考えていく必要もあるというふうには思っております。

それと、審査基準の関係ですが、先ほど申し上げましたとおり、従業員の処遇についてまでは審査基準では入っておりません。これはかつうら聖苑につきましてもそうですけれども、審査基準には入っておりません。さくら会といたしましては、入所者の処遇あるいは運営から考えて、極力現在の職員の方をそのまま雇用したいと考えておりますけれども、議員がおっしゃったように、もうやめるという職員がいたらその補充はどうするのかということですが、その辺は当然議論になりまして、さくら会といたしましては、その場合は、不足分は職員をもちろん募集しますし、また、近隣にあります系列施設のほうから、そういう資格を持った職員がいますのでそういう方で急場をしのぎます、対応できますというような提案がございました。以上です。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。佐藤議員。

○7番（佐藤啓史君） 副市長からご答弁をいただいたのですが、まず点数に関して、私、副市長がご答弁された、例えば1人の審査員とか2人の審査員が大幅な点数差があつて、それで総合点に左右されてしまうのはおかしいだろうという基準から、審査員の点数によって今回は4対2という形で決めた。それはごもっともなことだと思います。ただ一般的に、総合点全体の点数としては済生会のほうがよかった。それを聞いた私も、多分ほかの同僚議員もそうだと思いますし、それを聞いた市民あるいはそこで働いている職員は、なかなかそれを理解することは、特に今、済生会で働いている職員からすれば、私たちのサービスは、市の審査員の人たちは評価してくれたのだろう、でも違っちゃうんだという部分に感じとられると思います。そういう意味も含めて、その辺の審査基準の部分が、岩瀬洋男議員からも質問がありましたけれども、明確に、私はごもっともな審査方法だとは思いますが、たまたま今回、総合点では済生会のほうがよかったんだけれども、おのおの審査員の点数の最高点自体はさくら会が4対2でよかったという形になったということなので、総合点もさくら会がよかった、審査員の点数もさくら会のほうが多かったという形になれば、一番わかりやすいのですが、そうってしまったことがあるので、その辺はある意味、説明責任とかしていかないといけない部分だと思いますので、その辺はまず今回の14日の議決でどうなるかということはあると思いますが、そうなった場合には、しっかりと説明をしていただいたほうが誤解が生じてしまうことがあると思いますので、その辺は対応していただきたいと思います。

それと、そもそも指定管理者制度自体を、私はどうこう言っているわけではなくて、指定管理者の施設としてこういった老人ホームのようなものがよかったのかどうかという部分では、副市長は先ほど、今後検討というお言葉をいただきましたので、また5年後、見直します、何年後、見直しますというときに、利用者、職員、また利用者を預けている家族たちの不安、心配というものがありますので、その辺は今後の検討という形でご答弁をいただきましたので、

庁内の中で検討していただきたいと思います。

それと、職員の処遇に関してなんですけれども、審査基準の中でなかった、一部やめる方がいるかもしれないという形ではなくて、私が危惧しているのは、そこにいる、今、働いている職員全員がいなくなった、やめます、やっぱりいいですとなったときに、本当にさくら会が職員の確保ができるのか、きちっとしたサービスができるのか、今回の審査で出された事業計画書どおり、あるいはプレゼンテーションどおりのサービスが本当に確保できるのかという部分までが、私は非常に懸念しているものでありまして、審査基準の中に職員の処遇云々を入れるということではないんですけれども、非常に職員が頭を抱えている、私のところにも何人か言われていましたけれども、本当に給料、賃金、そういった待遇についてもそうなんですけれども、仮にさくら会で入れていただいたところで、本当に今までどおりに仕事ができるのか、今まで済生会の職員として胸を張ってサービスを提供してきた、今度はさくら会になった、給料はどうなるかわかりません、増えるかもしれないし下がるかもしれない。ただ、どちらにしても、今までの済生会の職員としての誇りが、そのままさくら会の職員としてサービスが提供できるのかという部分については非常に懸念がありますので、それについて議決した後の話になりますけれども、さくら会に対して、もう一度市としてどう働きかけしていくのかという部分について、もう一度ご答弁をいただきたいと思います。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。関副市長。

○副市長（関 重夫君） お答えいたします。今の済生会の職員が全員やめた場合に、果たして施設の運営ができるかどうかということですが、先ほど申し上げましたように、プレゼンテーションという公の場で法人のほうで間違いなく運用しますというふうに断言しておりますし、もし1人もいなかった場合については、もちろん募集をして、なおかつ足りない場合には、系列の施設から応援をして、間違いなく今までと同じようにサービスを提供しますと言っていますので、その辺については、うちのほうはできるというふうに判断をいたしました。それをもって、本当にできるかどうか、まず無理だろうと思って、それを判断材料とすることはどうか。いわゆる新規に参入する法人は全て排除という形になってしまいますので、その辺は法人が公の場でそのような提案をされていますので、これをうちのほうは履行できるものというふうに判断をした委員が4人いたということでご理解をいただきたいと思います。

あと、従業員、職員の処遇につきましては、本議案が議決の暁には、もちろん新しいさくら会にも十分これを要請しまして、現在の職員の不安のないように対応していただくように要請をしてまいる所存でございます。以上です。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。佐藤議員。

○7番（佐藤啓史君） くどうですけれども、さくら会が今いる職員をそのまま引き継いでという前提で申し込んでいるとしたら、審査の中で、やはりそれは違うだろうと、私が言いたいのはそのようなことです。今いる職員を引き継ぐことを前提として事業計画書をつくっている、あるいは、運営をするということになると、それは全く違うだろうという部分であって、先ほど副市長のほうは、もし職員が足りなければ新たに募集をする、あるいはほかの施設からもつてくるとありましたけれども、新たな職員を募集して、本当に今までどおりのサービスができるのかという部分について、私が審査員であれば疑問に思うところがあるということで、これについては、私の意図は副市長もわかっていたいただいていると思いますので、そもそも今後のほ

かの施設の指定管理者の場合も、今いる職員を引き継ぐことを前提として申し込んでくるような場合は、その辺はしっかり検討する余地があるのではないかとすることを申し上げて、答弁は結構ですので、質問を終わります。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はございませんか。土屋議員。

○13番（土屋 元君） 1つ、議案第70号 指定管理者の選定について、これは観光案内所とか、これに絡めて議案第65号から指定管理者のことについてお聞きしますが、指定管理者制度は、今回、前段者、いろいろお話しされていますが、審査の方法が高校入試の5教科総合点方法じゃなかったと。要するに6人の審査の、それぞれの総合点を、6人の審査が判断して、4対2で4人がさくら会に上げた。こういうことで理解しているんですが、それでいいのかどうかです。

それから、行政改革の2005のときには、民間委託の推進という中で指定管理者制度の導入とかがいろいろあったんです。2011になったら、完全に民間委託の推進は削除された。ただ、公の施設というのが、例えば今回、第70号で出ています観光案内所とかそういうものに対して応募が1つしかなかった。でも、KAPPYセンターはオープンした、公の施設ですよ。今みたいに議案第65号、66号については、応募が2社あるからいろんな論争も起きてきます。私は、指定管理者制度の審査については、市の審査にお任せするしかない。私たちも、例えば済生会でやっている総野園の経営状況あるいは入居者のいろんなアンケート、特養老人ホームというのは公開ですから、そういうことを調べに行けばどういふふうな評判かということも調べられるんです、特養老人ホームの場合は。全部オープンしてくれます。そういうことを私はしていないですが、ただ、今回については、やはり副市長以下審査委員会が適切に判断したと。指定管理者、5年でダイナミックにされることは、大いにマンネリ化を防ぐ意味も含めて、私は賛成であります。そして、特養老人ホーム、医療機関との深い連携とか専門的な知識や技術というものをベースにしているのがさくら会だと、私は信じていますので、全く問題ないということでございますし、また、従業員のことについては、民間では内部委託をどんどんされています。ほとんどが新しい会社が引き継いでくれますというのが原則です。でも従業員だって職業選択の自由があるんです。だから、前の会社に引き続き働きたいという人の意思を尊重すれば、前の会社は当然雇用してくれるかもわかりません。しかし、とても新しい転地先は行かれないということでやめさせてくださいという人もいるかもわかりません。そして、やめた後は、当然新しいさくら会で働きたいという人もいれば、いや、さくら会は嫌だよ、よその特養に行くよという人もいるし、やはり従業員に対して見直しすると。なぜそういうことになるかという。

○議長（丸 昭君） 土屋議員、質問中でありますけれども、午後1時まで休憩いたします。

午後零時00分 休憩

午後1時00分 開議

○議長（丸 昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

土屋議員、質疑を続けてください。

○13番（土屋 元君） 休憩を挟みましたので、自分でもう一度確認の意味で質問いたします。

まず、判定方法なんです、例えがいいかどうかは別として、ある例として挙げます。高校入

試みたいに6教科総合点方式、6人のことを6教科にしていますが、6教科総合判定方式か、あるいはボクシングのように、6人ジャッジ制の判定方式なのか、私は、4対2でさくら会が判定勝ちしたと、判定で上げたというふうに私は理解したのですが、それでいいかどうかをもう一度確認いたします。それはまさに一人一人6人ジャッジの、ボクシングのときは公にしますけど、私は、そこまで必要ないと思うし、機密を持つ意味においても、では何でこの1点の差の、例えばAさんが1点差でやったら、その細かいものを教えてくれるまでとなっちゃったら、審査に対しては、厳正にされているということを尊重して、私はその判定を尊重したいという思いからであります。

それから、指定管理者制度を導入して、さっき言いましたように、2005の行政改革にありました、民間委託推進と。2011にはないと。猿田市長は2011の作成にはタッチしていません。山口前市長もタッチしていません、3月ですから、ほとんど。その中で民間委託の推進がなくなった。今回、議案第65号、66号、総野園のことについては、応募に手を上げたのが2社あるからこういうふうな話になる。しかし、その他の中で、特に今後大きくいろんな費用がかさむと思われるKAPPYセンターの運営、公の施設とか、交流のまちづくりを進めるための観光案内所の指定管理者の1社、勝浦市観光協会1社だけという現状の中で、やはりできれば交流のまちづくりとして、手を上げてくれるような民間会社の育成とかあるいはその方式、私ども自由改革クラブでは、ニセコの株式会社化という観光協会も勉強に行ってきましたけれども、これはこの際ではなくて、今後、民間活力あるいは民間人の登用を含めて、やはりそういう制度も含めた中で、ぜひ指定管理者制度が活発なる制度となっていくことを期待するわけであります。ですから、それについて、今回、それぞれ前段者がいろいろ心配しておりました従業員の問題とか何かもありますけれども、やはり会社も従業員も5年に1遍はふるいにかけられると。その中でもう一度リフレッシュして、サービスに落ち度はなかったか、あるいは働いている人たちも、やはり自分のサービスマインドが落ちてやしないかで見直しするいい機会になるんで、やっぱりこういうことというのは、私は、非常に大事だと思います。まして、入っている方、入居者については、なかなか物を言えない、物を言える仕組みは特養老人ホームでアンケートとかいろんな方式は持っていますが、どこまでその声が、経営者あるいは管理者に届くかどうかはいろいろ疑問だと聞いております。ですから、そういった意味においても、やはり今回指定管理者がかわって、新たな思いで入居者にとってのサービスがより以上図られることを期待します。ですから1点だけお聞きします。以上です。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。関副市長。

○副市長（関 重夫君） お答えいたします。まず、審査方法、採点方法でございますけれども、これにつきましては、今の土屋議員が事例を出されました総合方式か、あるいはボクシングに例えますとジャッジ方式かということですが、これはジャッジ方式でございます。この理由といたしましては、例えば2つの業者から提案を受けまして、5人の審査員で仮に審査をした場合、例えば1番目の審査員はこちらを80点、85点、2番目も同じく80点、85点、3番目も同じ、4番目も80点、85点、ところが5番目の人が片方を90点、片方は50点とした場合、トータル的に言いますと410点と390点で、総合点でいった場合に、こちらのほうがいいという人たちが4人いたのに、総合点でいった場合、1人の採点で逆転してしまう。そういったものを防ぐために、今回は、こちらの業者のほうがいいという人か多かった人数、それで採点をして、4対2で、社会福祉法人さくら会のほうを候補者として、今回、議案として提出されたという

ことになります。

それと、行革2011の中で、この指定管理者制度の項目がないということなんですけれども、これはございます。市民とともに歩む行政運営の中で、公の施設の見直し及び指定管理者制度の検討ということでうたっております。指定管理者制度の公の施設につきましては、住民に利用される無料に供される施設であると。ですから、全ての施設、例えば研究所とか、主に住民の方が利用しない施設については指定管理者制度としてはそぐわないという法的な見解もございます。それから、先ほどお話のありましたKAPPYビジターセンターにつきましては、今後、状況によっては指定管理者制度も対応できるということは間違いございません。ただ、今スタートしたばかりでございますので、いましばらくこの運営状況を見て、今後の検討課題とはしたいと考えております。以上です。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。土屋議員。

○13番（土屋 元君） ありがとうございます。判定方法について、よく理解いたしました。ただ1つだけ、副市長、2011で、私は指定管理者制度をなくしたとは言っていない。民間委託の推進という項目を削除したと、ここですよ、民間委託の推進という中で、2005は、共同調理場の委託だとか、いろいろあった、水道事業の何とかの委託だとか、それがほぼ、民間委託の中で共同調理場とかはやめたということだと思うんですが、民間委託の推進というものを削除したということが、2011を見ればわかってもらえます。私は、指定管理者制度をやめたとは言っていない。それはだけ確認しますが、どちらにしても、さくら会は、私の調べたところでは、将来医療グループの中で、やはり地域に根差して今まで勝浦市民のために頑張ってこられた医療グループであります。また、そういった中で、より入っている方が安心して、その時々に応じて医療の専門的なケアを受ける仕組みが、ネットワークが充実すれば、入っている人たちにとって幸せが訪れるということにつながると思いますので、それを深く市が見守っていただけることを希望して終わります。以上です。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。渡辺議員。

○5番（渡辺玄正君） 議案第65号、66号、前段者、前々段者、多くの方が触れておりますので、私は、確認の意味でございます。前段者が医療機関のグループだから安心だというようなこともございましたけれども、安心は安心なんです。しかし、利用者、入所者は、高齢者、老人が多いわけですね。その方が新たに入所した場合には、まだ環境もわからないし、状況もわからないと。そういう中で体調を崩したというときに、今までかかりつけの病院がある、今までかかりつけの病院を信頼していて、こちらは指定だというようなことはないと思うんですが、サービスは変わらないということですから、今は自由にどこでも行けるようですからいいんですけれども、かつて病院にかかるならばここへ連れて行ってほしいと言ったときに、余りいい返事がなかったということで、入所者が戸惑ったというようなことがあったということでございます。そういう点で、高齢者が入ってきまして、そういう方々には安心ができる、信頼ができるというような状況、入所者の意思を、これには家族もあることでございますので、家族の方々の理解を得るということで安心をさせてあげる方向で、市のほうから機会があったら指導していただきたいということでございます。これは要望でございます。

それから、議案第68号でございます。議案第68号の中で、1つお聞きして確認しておきたいのが、今の施設はボタン式というか、オートメーションで全てがやられているようでございます。

過去に、オートメーションの電気系統にふぐあいがあって、火葬は既に終了したんですけれども、扉があかなくなってしまうと、1時間以上待たされるということがあったわけでございます。そのときに、私、心配しまして、どうなんだということで聞きましたら、今、技術者を呼んでおりますと。技術者はどこから来るんだといったら銚子から来ますと。銚子から来るということになると、勝浦まで2時間以上かかりますから、これは大変だということで、1時間ちょっと我慢したんですけれども、一旦ここで解散しようという話になりまして、解散しようと思って出ようと思いましたが、何とかかなりましたということで滞りなくできました。その間、1時間以上あったわけでございます。それはそれとして、専門の技術者の配置はどうなっているのか、その1点を確認させていただきます。以上です。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。関生活環境課長。

○生活環境課長（関 富夫君） お答えいたします。今回の議決を求めています宮本工業所・五輪グループにつきましては、宮本工業所のほうが本施設の炉についてのメーカーという立場でございます。そして、そういうメーカーという立場でございますので、当然技術者についてもこれまで以上にすぐれている面があると考えております。以上です。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。渡辺議員。

○5番（渡辺玄正君） そういう事故の対応についても、当然なされていると思うんですが、今のお答えでは、かつうら聖苑に専門の技術者を置いておくのか、置いておかないかということはわからない。であるならば、富山県の宮本工業所が県内のどこかと同じ技術を持ったものが提携しているというようなことが考えられると思うんですけれども、その点の確認はできているのかどうか、もう一度ご確認します。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。関生活環境課長。

○生活環境課長（関 富夫君） 施設につきましては、宮本工業所、ほかの斎場についても管理しているところがございます。近くで言いますと、大原聖苑ですとか、行っているところがございます。技術管理者については、常時いるということではございませんけれども、そういう施設を回られている、また、最悪の場合でありまして、木更津のほうに待機しているというふうに伺っております。以上です。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。渡辺議員。

○5番（渡辺玄正君） 今の形態における電子形態というか電気系統というか、コンピューターで動いておるこの故障というかそういうものについては、木更津に専門家が置いてあるということによろしいでしょうか。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。関生活環境課長。

○生活環境課長（関 富夫君） はい、木更津のほうにあります。以上でございます。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。

これをもって質疑を終結いたします。ただいま議題となっております議案第65号ないし議案第68号、以上4件は教育民生常任委員会へ、議案第69号及び議案第70号、以上2件は建設経済常任委員会へ、それぞれ付託いたします。

○議長（丸 昭君） 次に、議案第71号 平成24年度勝浦市一般会計補正予算、議案第72号 平成24年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算、議案第73号 平成24年度勝浦市後期高齢者医療特別会計補正予算、議案第74号 平成24年度勝浦市介護保険特別会計補正予算、議案第75号 平成24年度勝浦市水道事業会計補正予算、以上5件を一括議題といたします。

本案につきましても、既に提案理由の説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。なお、質疑に際しましては議案番号、事項別明細書はページ数をお示し願います。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。刈込議員。

○17番（刈込欣一君） 私のほうから、2点ばかりお尋ねいたします。1点目は、69ページ、部原青年館の改修工事1,463万7,000円、2点目は71ページ、新設整備工事、市営野球場の代替施設整備工事費378万円、この2つについてお聞きいたします。

まず第1点目の部原の青年館の工事のことですけれども、ほかの青年館の工事ですと、修理代金については市役所で3分の1、区のほうで3分の2というふうな約束事があるらしいですけど、部原の青年館については、ほかに何か約束事があるらしいのですが、それについての約束事を教えていただきたい。

2点目の市営野球場の代替の件ですけれども、9月補正でなりました暗渠整備等についての工事の進捗状態、それと今度の関係のトイレ等の工事の関係ですけれど378万円、この工事は、これから見積もり等を出して工事に入ると思うんですけど、これはいつごろ終わるか、そこら辺のところをお聞きいたします。以上です。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。菅根社会教育課長。

○社会教育課長（菅根光弘君） お答えいたします。まず、部原青年館の改修についてでございますけれども、部原青年館の改修につきましては、議員おっしゃるとおり、本来であれば、勝浦市集会施設整備費補助金交付要項というのがございまして、通常の私のほうで管理しておる青年館、新築、改築の場合は4分の1の補助と、補修の場合には3分の1の補助という規定で、通常は新築改修補修を行っております。今回の部原青年館におきましては、部原し尿処理場の設置に伴いまして、部原し尿処理場存続機関に関する契約書及び部原し尿処理場存続機関に関する第3条の覚書によりまして、勝浦市清掃センターですけれども、勝浦市から教育委員会社会教育課に協議がありました。このほどその協議が整いまして、青年館を管理している社会教育課が予算要求するものでございます。部原青年館につきましては以上でございます。

次に、北中学校の代替施設の整備、9月補正でご承認いただきました工事につきましては、議会の承認後、都市建設課のほうに設計及び監督依頼を依頼いたしまして、11月28日、財政課のほうで指名競争入札を実施いたしまして、丸一建設が落札いたしました。工期につきましては、12月4日から来年の3月20日というふうな契約の内容でございまして、来週、当丸一建設のほうから工事の工程表が上がってくると思いますので、その辺を踏まえまして、都市建設課、私ども、丸一建設が北中学校へ出向きまして、業者のスケジュール、また新たな北中学校の要望等も中にはあるでしょうから、その辺を協議していきたいと思っております。いずれにしても、3月20日工期ということで、この辺はきっちり守って工事を完成させていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。刈込議員。

○17番（刈込欣一君） 今、おっしゃいました部原区のほうの青年部の改修工事ということで、協議

がなされているというお話を聞きました。これはいつごろか、それだけ、期日を教えていただきたい。

それともう一点の市営野球場の代替の工事ですけれども、北中のグラウンドを整備しているわけなんですけど、北中の生徒が野球をいつもやっているわけです。3月20日という工事になると、そこまでは、あそこの野球場は使えない。そうすると、昨日もいろいろ学校の部活の話も出てきましたけれども、部活ができない状況になっちゃう。また、監督がほかの方法で、何か練習の方法を変えてやればできるとは思うんです。ただ、やはり自前のグラウンドで、野球場のグラウンドでやりたいというのが子どもたちの願いだと思います。ですから、これはなるべく早く、3月20日工期とは言われたんですけど、3月20日になると、もう春休みに入っちゃいます。春休みに入る前にどんどんやっていただいて、春休みには、小学校から中学校に入る子どもたちは、普通ですと5月ごろからやる、一般の部活は新しい新入生は5月からやるというお話は聞いていますけど、中には好きな子は、中学生と一緒にまじってやるということもあろうかと思います。ですから、この春休みの練習も子どもたちは相当力になる。4月に入っちゃうと、すぐいろんな大会が入ってきますので、ぜひこれについては、工期3月20日と、今お話聞きましたけれども、なるべく早く、一日も早くこの工事を終わらせて、きちっとしたグラウンドを使わせていただきたいと思いますので、いま一度この3月20日の工期を、何とかしてもっと早くできるようにお願いを、これは要望の話になっちゃいますけど、いま一度、都市建の課長とというお話も聞いていますけど、これは社会教育課だけではできないかと思うので、都市建のほうともよく話を、ミーティングしてなるべく早く、一日も早く、この工事を完成して、グラウンドを使えるようにしていただきたいというふうに、これは要望しておきます。

とりあえず部原のほうの、いつごろから協議ができたか、それを教えていただきたいと思います。以上です。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。菅根社会教育課長。

○社会教育課長（菅根光弘君） お答えいたします。勝浦市清掃センターと教育委員会社会教育課の協議が整った時期ということでお答えさせていただきます。

24年度の当初予算で設計業務委託を予算要求してご承認いただきました。その前段の3月中に部原区のほうから存続期間が10年経過するというございまして、清掃センターのほうから社会教育課のほうに協議があり、それでは私のほうで予算要求していきましょうということで、24年の当初予算の前に、3月は当初予算の上程の時期ですから、上程の前に協議が整ったということでございます。以上でございます。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。刈込議員。

○17番（刈込欣一君） 今、私の言ったことと社会教育課長は取り違えている。いつからですか。この金額ではなくて、覚書ですか、ある程度できた、それはいつごろになるか、教えていただきたいということでございます。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。関清掃センター所長。

○清掃センター所長（関 富夫君） お答えいたします。この案件につきましては、現在、し尿処理施設につきましては、57年から供用化しておりますけれども、それ以前に、国道側に旧施設がございました。その旧施設があつて現在の施設に変更、改築をする際に、昭和46年から47年ごろにかけてまして、部原区と勝浦市のほうでいろいろな迷惑施設ということで、協議をさせてい

ただいておる中の一つに青年館の改築についてお願いしたいという文面がございまして、それが今まで続いてきているという状況でございます。以上です。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。根本議員。

○6番（根本 譲君） 私のほうからは1点ほどお聞きいたします。一般会計の59ページ、社会資本整備総合交付金事業の中の業務委託料と、関連する維持補修工事費、川津南トンネルの維持補修ということで理解はしておりますが、今回、皆様もニュースで聞いたとおり、笹子トンネル崩落事故で9名の方が亡くなったという大変悲しい出来事があったわけでありましたが、それを踏まえてちょっとお聞きしたいんですが、この川津南トンネルがどういう状況なのか、それをお聞きしたいと思います。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。藤平都市建設課長。

○都市建設課長（藤平喜之君） お答えいたします。川津南トンネルの状況ということでございますが、こちらは、トンネル内部の風化によります一部コンクリートの剝離ということでございます。以上でございます。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はございませんか。根本議員。

○6番（根本 譲君） 内容はわかりました。コンクリート剝離、トンネルが耐用期間といいますが、いつぐらいにできたのかというのはなかなかはかり知れないと思います。それは聞きませんので結構です。前回の議会のときに私が質問させてもらったんですが、トンネル内の安全性ということで、そのときの答弁が、トンネル岩盤にアンカーピンを打ち込み、これに溶接金具を張り詰め、金網にコンクリートを吹きつけて素掘りのトンネルの内面の強度を上げたということで、それで安全性が保たれているんだという答弁をいただいたと認識しているんですが、今回、このように内部のコンクリートが剝がれたということで、もう一度、定期的な安全点検には努めてまいりますということでありますが、これに関して、勝浦市内のトンネル内にこういったものが一体どのくらいあるのか、定期的に安全点検は努めているとは思いうという答弁でありましたので、把握はしていると思いますが、同じようなトンネルというのは、どのくらいあるのか、もしわかれれば教えていただきたいと思います。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。藤平都市建設課長。

○都市建設課長（藤平喜之君） お答えいたします。市内のこの川津南トンネルと同じような状況のトンネルがどうかということでございますが、このように経年劣化、相当以前に施工されまして、トンネル内部のコンクリートが経年劣化しているものは、すぐ近くにあります川津北トンネルと、この南トンネルというふうに認識しております。以上でございます。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。根本議員。

○6番（根本 譲君） これは大きなことになるかと思いますが、勝浦ばかりじゃなくて、1970年代から高度成長期に道路だとか国道、県道、その他市道も含めて社会資本というものを世界的にも最速のスピードで整備したということで、今、それが現実には壊れてきている、世界最速のスピードで劣化、または老朽化が進んでいるんだろうなと、私は理解しておるわけでありまして。今回、南で、北を掌握しておりますが、当然前の答弁の中で金網等、アンカーピンを打ち込んだということでありますが、劣化とか、そういったものをしっかり抑えていないと、たしか目視でやっていると伺っています。目視だけではどうなのかなと。私はそれを危惧するわけでありましてけれども、今後、目視に頼らずに定期的な精密な検査というのをお願いしたいと思うん

ですが、その点について答弁ができればお願いしたいと思います。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。藤平都市建設課長。

○都市建設課長（藤平喜之君） お答えいたします。トンネル内の検査についての目視以外の方法につきましては、今後検討してまいりたいと考えます。以上でございます。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。佐藤議員。

○7番（佐藤啓史君） 私のほうは、29ページの総務管理費の中の1点だけなんですけど、地域おこし協力隊事業23万円で、間違いだったら申しわけないんですけど、私、この12月補正で出てきた新規の事業かなと思っているんですが、旅費3万円、負担金補助及び交付金20万円ということで、間違いだったらご答弁の中で訂正していただきたいんですが、これは総務省のほうで地域おこしをしていただける協力隊という形の方が地域に来ていただいて、それで、地域おこしの尽力といいますか、先頭を切ってやっていただけるのがこの地域おこし協力隊事業だと思うんですけども、もしそうであるとするならば、この23万円、今回上がってきたんですが、これだけということではなくて、来年度予算でまた新たな事業とか、そういう形を考えてのものなのかどうかについてご答弁をいただきたいと思います。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。関企画課長。

○企画課長（関 利幸君） お答えいたします。今回、ご提案をさせていただきましたこの事業趣旨につきましては、今、議員ご指摘のとおりでございます。今回のこの補正予算につきましては、この地域おこし協力隊員の募集にかかわる合同説明会の負担金と旅費ということで、これも議員ご指摘のとおりでございます。

次年度におきましては、議員ご承知のように、本年4月から永住・定住関係の係を設けまして、今現在、いろいろな取り組み等がある一部は行っておりますが、人員等の関係もございまして、十分事業等が行われているかということにつきましては、ちょっとまだ途中という状況にもございますので、まだ私のほうも十分とは考えておりません。そのために、次年度、何らかの形でマンパワーを生かして、それで移住・定住にかかわります事業推進をしたいと、このように考えておりまして、それで先ほど議員、おっしゃいましたけれども、総務省のほうの事業活用という形になりますと、特別交付税で報償費関係、これが200万円、またその他の物件関係で、今、150万で最終的には200万円にしてくれるようなお話なんですけど、そのような事業活用が図れるということでございますので、それらの特別交付税を利用して、事業推進に当たりたい、現在におきましてはそうように考えております。以上でございます。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。佐藤議員。

○7番（佐藤啓史君） 今、企画課長のほうからご説明いただいたんですけども、その中で、合同で説明会といいますか、募集といいますか、それということなんですけど、その時期と、この協力隊、仮に来年度からなったときに、1年間なのか、2年間なのか、あるいは3年間なのか、それから1名を予定しているのか、2名なのか、その辺について、今現段階の企画課長の考えといいますか、来年度を想定している中でも結構ですので、移住・定住促進する上で、この協力隊を使ってということですので、現状の中で結構ですので、ご答弁をいただきたいと思います。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。関企画課長。

○企画課長（関 利幸君） お答えいたします。まず説明会の期日でございますけれども、ちょうど

つい最近、連絡がありまして、これはあくまでもこの事業負担につきまして、皆様方のご理解が得られた場合ということになりますけれども、1月27日ということで連絡がございました。また、現在、私のほうで考えております人数でございますが、初めての事業ということもございまして、とりあえず1名ということで、今現在は考えております。期限につきますれば、特別交付税措置期間というのは、おおむね1年以上3年までというような形になっておりますが、なかなか人物を、来てくれる来てくれないというのは当然前提としてございますが、なかなか人物査定というのは難しい状況にございますので、もしいい方であれば、3年をかけてお願いをしたい気持ちはございますが、とりあえず1年ということで、ただしその方の働き状況と言ってはちょっと言い過ぎかもしれませんが、勤務の形態等、もしその方の人物状況によって、2年、3年の更新というのは可能だろうという形では考えております。以上でございます。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。寺尾議員。

○12番（寺尾重雄君） 私のほうから民生費の45ページの生活保護費3,000万円と、先ほど根本議員から川津トンネルに関する、今、政治的にも騒がれている国土強靱化とか、我が党の自民党においても、公明党においても、いろいろある中で、笹子トンネルが出る前から、当然、鶴原の理想郷に関しても、勝浦観光立市として、また虫浦にかかるトンネル、勝浦の市道としてのその辺の素掘りのトンネルを掘った勝浦市のトンネルにおいて、落石とか、当時、私も小さいながらに通っていた部原のトンネル等も落石がある中で、その辺の補強的なものも行われてきているわけですよ。先ほど根本議員から言われたように、いいきっかけ、時期なんで、その辺を常にいろんな面、減災する意味でも、勝浦は急傾斜もろもろ等もある中で、この辺を市民の安全のためにお願いしたい。これは一つの要望としてこれで終わりにしますが、建設課長、よろしくお願ひしたいと思います。

もう一点、市民会館の件、後で質問しますが、生活保護費の件ですね、全国的に1兆円規模で膨らんでいく生活保護費、私もこの議会で前にも質問した件があるかと思いますが、今回のこの3,000万円について、もう一度、これが増えてきているのかどうか、この生活保護費、勝浦の地方交付税も、市長の今回の議会でも21億5,000万円とか言われる中で、まだその執行も決まらない。そういう地方交付税の問題もある中で、3,000万円という金額も大きいので、生活に困窮している方のためには必要な措置だとは思いますが、その辺はどのようなになっているのか、もう一度ご説明願ひたいと思います。

そして、あとは市民会館の23億7,600万何がしの、基本設計から実施設計においてこういう図面が上がってきているんですけど、入札問題が非常に厳しい中で、前の議会でも、外構工事は地元発注だという話も議会の執行部のほうから聞いておるんですけど、私も議会でも言われたコストオン方式とか分離発注、設備、電気もろもろの中で、どのような方向でこの辺を発注されていくのか、ちょっとお伺ひしておきたいなと思います。以上です。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。花ヶ崎福祉課長。

○福祉課長（花ヶ崎善一君） お答え申し上げます。生活保護費につきまして、増えてきているかどうかという質問でございますけれども、生活保護費の決算額について若干申し上げます。21年度の決算額を申し上げますと3億7,190万円、そして22年度が決算額で4億100万円、そして23年度4億3,800万円ということで、1年3,000万円程度増加傾向にございます。そういう中でも一番多く占める割合といたしまして、医療費の扶助が一番多く占めているという状況でございます。

ます。以上でございます。

○議長（丸 昭君） 次に、藤江財政課長。

○財政課長（藤江信義君） お答え申し上げます。（仮称）市民文化会館の発注の関係でございますけれども、いわゆる建築、電気、機械等の本体の部分につきましては一括発注を、また、市内の事業者でも可能な外構工事等につきましては、これと分離した形での発注を、現在では予定をしております。以上であります。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。寺尾議員。

○12番（寺尾重雄君） 生活保護費については、確かに年間上がっていくと。確かに医療もどんどん年々上がっていく中で、実際の受給者の、要するに所得を得れない生活保護者が、どのような推移で実際上がってきているのか、前にも聞いておるんですけど、今、本当に経済的に厳しい中で、どうしても生活保護を受けながら生活していく人たちもおるのかなと思う中でお伺いを立てている次第なんですけれども、実際、医療も年々3,000万円から増えて、この推移たるものが、この3年ぐらい3,000万円ずつ増えていると。今後の推移を考えても、当然国においても増えていく中で、これがどこをどのように精査するかというのは、その担当者は非常に厳しい立場に置かれるのかなと思うんですけど、その辺も一つは大事な話だし、その辺で留意していただきながらやっていただきたいと要望しておきます。

そして、市民会館の件、財政課長からお話いただいて一括だという中で、確かに今そこで警察署をつくっている、地元の業者何人かが外構をやっています。畔蒜工務店がやっていますけど、そこで地元の業者、工事をやっています。外構的なものも多少携わっています。それはそれとして、やっぱり文化会館において、一つには、実際の話、ある程度の業者が皆さん、入札に参加してこられるのは、これだけの工事金額ですから、これは当たり前のことです。そういう中で当然、設備関係もしっかりしたものを持っている、持っているけれども、システムの言わせていただきますと、ゼネコンが受けたものを設備業者にやりなさいよという形、一括で受けたものはですね、そういう形が往々にしてあるわけですよ。そうすると、役所の単価よりも絞られたもので設備に発注されていくから分離発注の中の絞られたものでいいものをどうつくるかというのが必要じゃないかということ、前々から私は言い、コストオン方式においてもブギンじゃないですけど、その管理費を払いながらやられた形のほうがいいのかないかという思いで、私のほうは言っている話ですから。その辺、もし今後時間もあるのであれば、いろんな方面から再度、市長、執行部踏まえて考えていただければと思う。要望で終わりにします。以上です。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。末吉議員。

○15番（末吉定夫君） 61ページの市営住宅の維持管理経費の中の修繕です。150万円ですか、30万円が5カ所、こういうことです。これは別にいいんですが、これに関連しまして、お伺いさせていただきますと思います。

この市営住宅も大分古くなってきていると思うんですが、この市営住宅の中で、修理をしても無理だなということで、修理のできない箇所が何カ所ぐらいあるのかなということ、まずお聞きしたい。

そしてまた、これに関連するのですけれども、市営住宅の管理条例の中で29条から33条の関係です。収入超過、家賃の関係ですけれども、これは市のほうでは年に1回あるいは数年に1回、入居者に収入調査をすると思うんですが、今まで、基準があると思うんですけれども、そ

の基準をオーバーして収入超過があつて、この場合、管理条例を私なりに解釈しますと、3年ぐらいがいいんじゃないかと。ただし、その場合は、一般の住宅の家賃と同じように取るというようなことなんですが、それを超えますと、立ち退きに該当するというふうに理解しているんですが、その辺、今まで過去にそういうことがあったのか、またこれから先そういう状況にある事例があれば教えていただきたい。

そしてまた、33条には、立ち退き命令でいろいろなものがありますけれども、家賃の滞納が3カ月以上となっていますが、3カ月で立ち退いてくださいというわけにいかないでしょうけれども、長く滞納して、どうしても立ち退きの対象になるのじゃないかというものがあれば教えていただければと思います。以上です。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。藤平都市建設課長。

○都市建設課長（藤平喜之君） お答えいたします。ただいまの最初の要修繕の住宅箇所ですが、ちょっと資料を持ち合わせておりませんので、できないような、わかっておるんですが、後ほどお願いいたします。

収入超過者ですが、こちらは若干名おったかと思うのですが、今資料の手持ちがございませんもので、こちらも含めて。

○議長（丸 昭君） 藤平課長、答弁中ですが、午後2時5分まで休憩いたします。

午後1時51分 休憩

午後2時05分 開議

○議長（丸 昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

藤平都市建設課長、答弁を続けてください。

○都市建設課長（藤平喜之君） それでは、ご質問の1点目の修繕をできない状態の住宅が何軒かということでございますが、こちらは現在9軒となっております。

続きまして、収入超過者の件でございますが、収入超過者は、24年度家賃決定時、24年3月31日現在で7名となっております。なお、収入超過におきましては、退去の命令でございまして、明け渡しの努力義務となっておりますので、収入超過者である旨の通知を超過している方に送付しております。

次に、今までの入居者の立ち退き命令でございますが、こちらは、現在のところ、過去にもございません。また、滞納者におきましては、滞納者はおりますけれども、家賃について分納をいただいておりますので、現在、こちらもち立ち退き命令はございません。

修繕を行わない住宅につきまして、団地別で万名浦団地6軒、梨の木3軒となっております。合計9軒でございます。以上でございます。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。末吉議員。

○15番（末吉定夫君） ありがとうございます。立ち退き命令については、行政から出すということは大変なことですから、これから分納という形をとっていただければと思います。工事ができないということであつた箇所ですが、私も思ったとおり万名浦が6軒ということです。万名浦団地につきましては川津の公益社が地所を持っておるということで、行政としてもいろんな立場があると思うのですが、万名浦を見ていると、本当に老朽化して、ほとんどの家が建てかえをしなきゃいけないような現状です。そしてまた、当初、何十年前ですか建て

た原形より増築したり建て増ししたりして、今の形のほうがすごく大きい形で、昔の原形は整えていないというのが現状です。こういったことから、やはり何とかしなきゃいけないんじゃないかなと。ですから、公益社と市のほうで話し合って、公益社だってあんな老朽化した家は要らないよと言うかもわからないけれども、どっちにしても、あそこには漁業にかかわる人たちがほとんど入っていると思うんですけれども、今後も、あの住宅を使わなきゃいけないんじゃないかなと思います。今後、万名浦住宅については、どういう考えを持っているのか、わかれば教えていただきたいと思います。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。藤平都市建設課長。

○都市建設課長（藤平喜之君） お答えいたします。ただいまの万名浦の住宅の件でございますが、議員ご指摘のように、川津公益社の底地でございますので、今後は川津公益社と協議を進めていきまして、住宅の方向性といいますか、そこら辺を検討いたしたいと思います。以上でございます。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。末吉議員。

○15番（末吉定夫君） 今、課長がおっしゃったように、やはり入っている人がこれから一番困ってくるんじゃないかなと思います。公益社と行政の間でいい形で話をしてもらって、住みよい住宅にしていただければと思います。以上です。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸 昭君） これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第71号は総務常任委員会へ、議案第72号ないし議案第74号、以上3件は教育民生常任委員会へ、議案第75号は建設経済常任委員会へ、それぞれ付託いたします。

陳 情 の 委 員 会 付 託

○議長（丸 昭君） 日程第2、陳情の委員会付託であります。今期定例会において受理した陳情は、お手元へ配布の陳情文書表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたしましたから、ご報告いたします。

休 会 の 件

○議長（丸 昭君） 日程第3、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。明12月8日から12月13日までの6日間、委員会審査等のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸 昭君） ご異議なしと認めます。よって、12月8日から12月13日までの6日間は休会することに決しました。

12月14日は定刻午前10時から会議を開きますので、ご参集をお願いします。

なお、各委員会は、会期日程表に基づきまして付託事件の審査をお願いいたします。

散 会

○議長（丸 昭君） 本日はこれをもって散会いたします。

午後2時12分 散会

本日の会議に付した事件

1. 議案第56号～議案第75号の上程・質疑・委員会付託
1. 陳情第5号の委員会付託
1. 休会の件